二　高圧ガス保安法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
三　移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
四　貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面

（特定貯蔵期間における承認貯蔵所に係る承継の届出）

第三十五条　法第十八条第二項の規定により、特定貯蔵期間における承認貯蔵所について、その設置の承認を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十六の承認貯蔵所承継届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定貯蔵期間における承認貯蔵所に係る変更の工事の承認の申請）

第三十六条　法第十九条第一項の規定により承認を受けようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十七の承認貯蔵所位置等変更承認申請書に変更明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する変更明細書には、第三十四条各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。

（特定貯蔵期間における承認貯蔵所に係る軽微な変更の工事の届出）

第三十七条　法第十九条第二項の規定により届出をしようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十八の承認貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第二節　高圧低炭素水素等ガスの貯蔵の開始等に係る届出

（高圧低炭素水素等ガスの貯蔵の開始又は廃止の届出）

第三十八条　法第二十条の規定により貯蔵の開始を届け出ようとする承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十九の高圧低炭素水素等ガス貯蔵開始届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十条の規定により貯蔵の廃止を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十の承認貯蔵所廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　完成検査

（完成検査の申請等）

第三十九条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、承認貯蔵所について経済産業大臣が行う完成検査を受けようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十一の承認貯蔵所完成検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、承認貯蔵所が高圧ガス保安法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第三十二の承認貯蔵所完成検査証を交付するものとする。

（協会等が行う完成検査の申請等）

第四十条　前条の規定は、協会が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「経済産業大臣」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、協会が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十三の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「経済産業大臣」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十四の指定完成検査機関完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（完成検査を要しない変更の工事の範囲）

第四十一条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、一般高圧ガス保安規則第三十三条（第一号及び第二号を除く。）に規定するものとする。

（協会等の完成検査の報告）

第四十二条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第四項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第三十五の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第四項の規定により、指定完成検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第三十六の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（完成検査の方法）

第四十三条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、一般高圧ガス保安規則第三十五条第二項に規定する完成検査の方法とする。

第四節　帳簿

（帳簿）

第四十四条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第六十条第一項の規定により、特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一号に掲げる場合にあっては記載の日から二年間、同表第二号に掲げる場合にあっては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧低炭素水素等ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧低炭素水素等ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充塡質量）、授受先並びに授受年月日
二　承認貯蔵所に異常があった場合	異常があった年月日及びそれに対してとった措置

第五章　高圧低炭素水素等ガスの輸入に係る検査等

（輸入検査の申請等）

第四十五条　法第二十二条第一項の規定により特定輸入期間における輸入検査を受けようとする認定供給等事業者は、様式第三十七の輸入検査申請書に様式第三十八の輸入高圧低炭素水素等ガス明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の輸入高圧低炭素水素等ガス明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　高圧低炭素水素等ガスの圧力及び成分並びに製造をした事業所の名称及び所在地
二　容器の種類並びに製造所の名称及び所在地

3　経済産業大臣は、輸入をした高圧低炭素水素等ガス及びその容器が高圧ガス保安法第二十二条第一項に規定する輸入検査技術基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の輸入検査認定証を交付するものとする。